

区域界設定図

北条町東高室地区

北条町西高室

北条町東高室

北条町古坂

玉丘古墳

56.3



1/5000

0 100 250m

大谷上ノ池

大谷下ノ池

西池

61.7

66.8

55.7

坊ノ池

大蔵神社

北条町東高室

五代田上池

五代田下池

66.5

播磨農業高等学校

西福寺

63.7

62.3

姥ヶ池

鎮岩町

大正池

60.3

北条高等学校

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
東 高 室 地 区 北 条 町	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	地形地物
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	筆界
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	見通し界
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」